

令和3年10月

発注機関：内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室
実施機関：株式会社 JTB 沖縄
一般財団法人沖縄県環境科学センター共同企業体
TEL：098-860-7704
Mail：sp-grp1@okw.jtb.jp
担当者：眞榮城、神田

(お知らせ)

恩納村真栄田岬にて持続可能な海域利用に関する実証実験について

沖縄観光においてはマリトレジャーが最重要コンテンツの一つです。しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大する前は、利用者増加等による環境負荷（例：サンゴ礁の劣化、自然生物への悪影響）やオーバーツーリズムによる地域への負荷（例：違法駐車、交通渋滞）等の弊害が生じ、持続可能性の観点から不十分な部分がありました。

また、今後のインバウンド観光復活に向けて、環境への配慮等の持続可能性を重視する傾向がある客層の評価を高める観点からも、持続可能で高付加価値な海洋観光の促進が重要となっています。

これらの現状を踏まえ、恩納村真栄田岬をモデル地区として、入域制限（エリア制限等）や届出制による利用者登録、事業者向けの利用ルールの実施、利用者に対する事前教育等の実証事業を実施し、持続可能で高付加価値な海洋観光の実現を目指します。

実証の内容

1. 実施期間 令和3年11月8日（月）～12月6日（月）
2. 利用対象者 真栄田岬を利用するマリトレジャー事業者や一般利用者
3. 実施内容
 - (ア) 環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（エリア制限等）
 - (イ) 届出制による利用者登録（対象：事業利用、一般利用）
 - (ウ) 事業者向けの真栄田岬周辺活性化施設利用ルールの徹底
 - (エ) 恩納村『サンゴの村宣言』に則した、利用者への事前教育の実施（GreenFins（グリーンフィンズ）行動規範の周知等）
4. 実証確認
事業実施事務局又は村内関係者にて実証確認を行います。
5. 事業実施
以降のページをご覧ください。

(ア) 環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（エリア制限等）

●エリア的入域制限について

【入域制限エリア】 階段下のチェーン傍 A ゾーン

海域調査の結果では、階段下のチェーン両側は相対的にサンゴが群生しているが、比較的損傷しやすい種類が分布している。そのため、適正な利用による保護の必要性が高いエリアとなる。今回の実証においては、チェーン傍のゾーンの入域を制限しサンゴの被度について調査を行います。

【階段下エリア】

階段下周辺の被度が低いエリアはフィン着脱場所として、利用が避けられないエリアのため入域制限の対象外とします。

【海域図と入域制限エリア】



●時間的入域制限について

【入域制限時間】1人（1隻）あたり100分と設定

真栄田岬海域や駐車場等の混雑改善を図るとともに、今後の適正な海域管理の1つの指標として利用時間の実態把握に取り組みます。

【計測方法】

事務局又は村内関係者スタッフによる目視確認等で実施します。

【船舶の場合】

真栄田岬展望台（ハイアングル）から係留時間を計測します。ブイに係留した時間から計測し、1隻あたりの平均時間を算出します。

※ブイに係留した時間から100分といたします。

【一般利用の場合】

真栄田岬施設に駐車している車両十数台を対象に計測し、平均利用時間算出します。

※真栄田岬施設を訪問した時間から100分といたします。

①環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（時間制限）

- ・ 海域における利用時間を1人（1隻）あたり100分と設定し、真栄田岬海域や駐車場等の混雑改善を図るとともに、今後の適正な海域管理の一つの指標として利用時間の実態把握に努める。

【計測方法】

事務局又は管理事務所スタッフによる目視観測にて実施する。

●船舶の場合

真栄田岬展望台（ハイアングル）から係留時間を計測

※1隻あたりの利用時間を計測し、平均係留時間を算出

●一般利用の場合

真栄田岬駐車場の車両駐車時間を計測

※十数台をピックアップし、平均利用時間を算出



上) ハイアングル視点
下) 真栄田岬駐車場

●人数的入域制限について

【入域制限】同時海域利用者数 200 名と設定

サンゴの踏圧等の自然環境への負荷低減や利用人数の増加による事故の未然防止、利用者の満足度向上を目的に人数の制限を行う。また、将来的にはシーズンに沿った同時海域利用者数の設置を検討するものとします。

【計測方法】

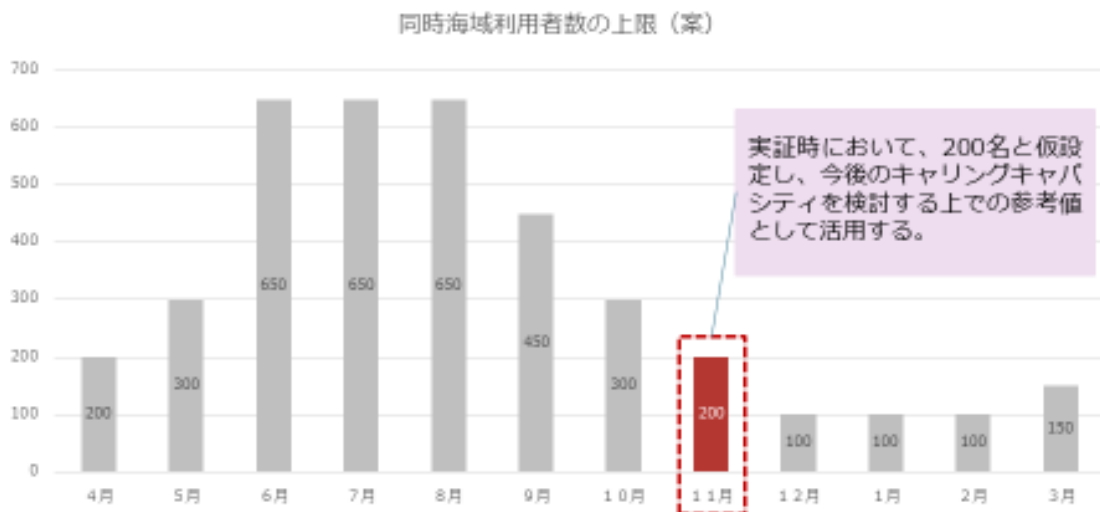
届け出による人数のカウント並びに事務局スタッフによる目視確認します。

【上限を越えそうな場合】

同時利用者数が 200 名を越える場合、スタッフより海域へのエントリーを待機いただくようお願いすることがございますので、予めご了承下さい。

①環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（人数制限）

- ・ 真栄田岬海域の同時海域利用者数を 200 名に設定し、サンゴ踏圧等の自然環境への負荷低減や利用人数の増加による事故の未然防止、利用者の満足度向上を目的に人数制限を行う。
- ・ 将来的にはシーズンに沿った同時海域利用者数の設置を検討する。
- ・ 観測方法として、事業者の利用時における届け出にて数の把握を行う。



※上記数値の設定については、恩納村ダイビング協会や観光事業者からのヒアリングで仮で設置したものとなる。

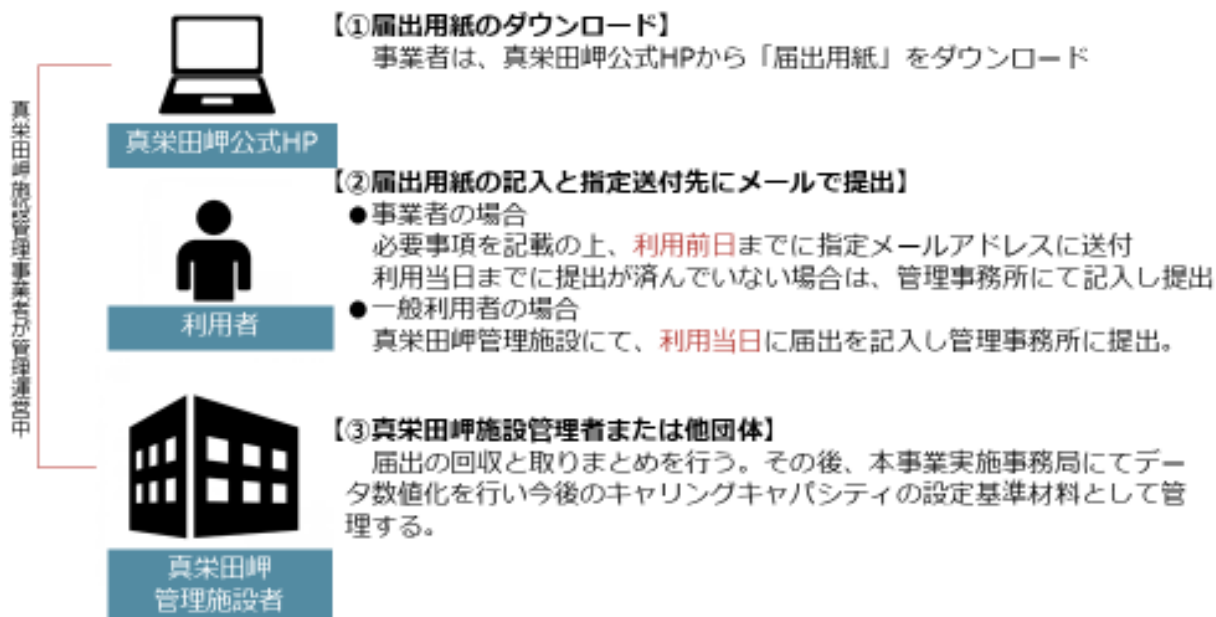
(イ) 届出制による利用者登録（対象：事業利用、一般利用）

●事業者の登録について

真栄田岬（青の洞窟）を利用する事業者には、利用登録に関する届出を事務局に提出いただき、利用する事業者の数を把握します。また、一般利用者は、真栄田岬管理施設にて紙で記入いただくこととなります。

②届出制による利用者登録（対象：事業利用、一般利用）

- 真栄田岬施設管理者と連携の上、事業者及び一般利用者への協力要請（現場での声掛けなど）を行う。真栄田岬利用事業者の実態把握や入域者数のモニタリングとして情報を取り扱う。



●届出の提出について

真栄田岬公式 HP（近日掲載予定）から届出をダウンロードいただき、必要事項を記載の上、利用前日までに**指定のメールまでご送付ください**。未登録事業者がいた場合、その当日に真栄田岬管理事務所または事業実施事務局にて届出を行っていただきますのでご了承ください。

●一般利用者の場合

真栄田岬管理施設にて届出をご提出いただきます。

●利用者登録の連絡窓口（提出先）

株式会社 JTB 沖縄 交流営業部 担当 眞榮城、神田
TEL : 098-860-7704 E-mail : sp-grp1@okw.jtb.jp

(ウ) 事業者向けの真栄田岬周辺活性化施設利用ルールの実施

●真栄田岬周辺活性化施設利用ルールの実施について

過去に運用されていた真栄田岬保全利用ルールをこの機会に再開いたします。当該ルールは、真栄田岬の海域のみならず、真栄田区や山田区の陸域にも関係するものとなります。

【遵守ルールの詳細】

	海域	陸域
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ●サンゴ類や魚介類等の海洋生物を採ったり、傷つけたりしないこと。 ●ウミガメの産卵を妨げる行為をしないこと。 ●入域制限がかかるAゾーンは立ち入らないこと。 ●Green Finsの取組を遵守すること。 ●プリーフィング時に環境保全についても説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ、たばこの吸い殻等のポイ捨てをしないこと。また持ち帰ること。 ●ごみを見つけた場合は率先して拾うこと。 ●動植物の採取は行わないこと。
地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●もり、水中銃等の所持や使用をしないこと。 ●海岸にシーカヤック等を係留しないこと。 ●真栄田旧漁港内スロープを営業目的に使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸側道路を車両で通るときは徐行し、路上駐車をしないこと。 ●真栄田区での車両走行を極力自重すること。 ●ごみ、たばこの吸い殻等のポイ捨てをしないこと。 ●露出が多い服装や水着などでの散策は控え、見かけた場合は注意を行うこと。 ●私有地に機材やタンクを置いたり放置したりしないこと。 ●真栄田岬駐車場で金銭収受やその他営業行為をしないこと。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ●1ガイドあたりの案内人数を適正に管理すること。 ●安全性に関する事前説明を適切に行うこと。 ●真栄田岬への同時海域利用者数は最大200名程度とする。 ●真栄田岬を利用する事業者は、施設管理事務所に利用することに届出を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●真栄田旧漁港内スロープを営業目的に使用しないこと。 ●港の利用について、漁業専用車両への配慮を行うこと。

(エ) 恩納村『サンゴの村宣言』に則した、利用者への事前教育の実施（GreenFins（グリーンフィンズ）行動規範の周知等）

●真栄田岬利用者に対する事前教育の実施について

恩納村が積極的に行っている GreenFins（グリーンフィンズ）の行動規範の周知及び遵守にご協力いただきます。対象者は、利用者全般となりますのでお客様をご案内する際のブリーフィング時に GreenFins の行動規範について周知徹底いたします。

●GreenFins の事前教育の徹底について

真栄田岬管理事務所にて、GreenFins のポスターを掲出します。真栄田岬及び青の洞窟を利用される方は、そのポスター等を必ず見ていただいた後に海へお入りください。また、場合によって、真栄田岬管理事務所および事業事務局スタッフから事前教育の実施有無について確認を取らせていただくことがございますのでご了承下さい。

●GreenFins について

<http://www.vill.onna.okinawa.jp/sp/politics/1508724757/1610705037/>

④恩納村『サンゴの村宣言』に則した、利用者への事前教育の実施（Green Fins（グリーン・フィンズ）行動規範の周知等）



以上